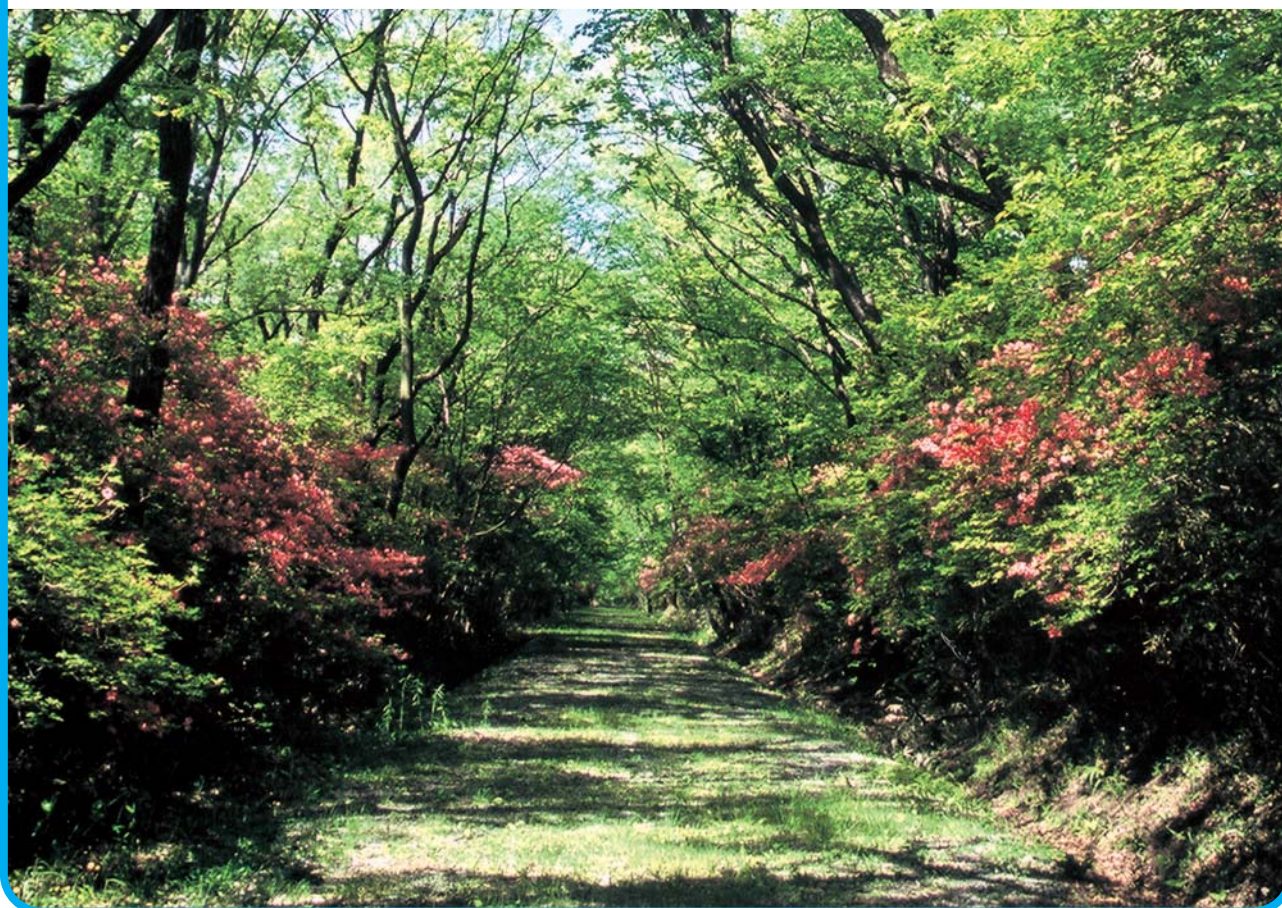


第2部

後期基本計画

第1章 自然と共生するまち

- 第1節 緑ゆたかに
- 第2節 資源を大切に
- 第3節 地球にやさしく



第1章 自然と共生するまち

第1節 緑ゆたかに

1 秩序ある土地利用

《目指すべき方向》

＝計画目標＝

- 土地利用にあたっては、地域の特性を生かし、農林地の保全、歴史的風土の保全、公害の防止や緑豊かな自然環境を保持した土地利用を推進します。
- 地籍調査や、住所表記の明確化を推進します。

＝施策の内容＝

秩序ある土地利用

(1) 自然環境の保全

(2) 秩序ある土地利用の推進

(3) わかりやすい土地の表記

《計画の背景》

- 町土は、現在から将来における町民のための限られた資源であり、町の土地利用にあたっては、町土が住民生活や社会経済活動の共通の基盤であるという意識のもと、すべての町民が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図る必要があります。
- 本町の特徴的な土地利用は、別荘分譲地などの観光保養地的な利用が多く、また日光国立公園の那須連山に代表される原生的な土地も有しています。
- 都市的土地利用については、用途地域を指定している黒田原・湯本市街地が中心となっていますが、近年は那須塩原市の市街地に近い新高久地区や、田代・広谷地周辺をはじめとする町の西部地域において、住宅等の建築が多く見受けられます。
- 自然的土地利用については、日光国立公園に指定されている区域の天然林や温泉源、町中央部の水田や畑のほか、採草放牧地や八溝山系の森林があります。
- これらそれぞれの土地利用について、自然環境の保全や生物多様性の確保に配慮し、秩序ある土地利用を図る必要があります。

《目標実現に向けて》

(1) 自然環境の保全

- 本町の大きな財産である豊かな自然を次世代に引き継いでいくため、土地利用や景観形成などの施策を推進し、自然と共生するまちづくりを推進します。

(2) 秩序ある土地利用の推進

- 土地利用構想を実現するために、国土利用計画那須町計画及び那須町土地利用調整基本計画に基づいた秩序ある土地利用を推進します。
- 民間事業者による開発行為については、自然環境と生活環境との調和や、良好な景観形成を重点に規制・誘導を行います。
- 社会情勢の変化に対応し、適切な土地開発基金の活用を図ります。

(3) わかりやすい土地の表記

- 地籍の明確化を図るため、地籍調査を推進します。
- 生活の利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、わかりやすい住所表記に向けた手法の検討を行います。

那須町の土地利用構想

土地利用構想 ゾーン区分図



《数値目標》

〈指標名:土地利用指標〉

区 分	基準年次(平成21年)		目標年次(平成27年)		
	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	
農用地	田	3,980	10.7	3,943	10.6
	畑	2,308	6.2	2,228	6.0
	採草放牧地	450	1.2	450	1.2
森 林	23,609	63.4	23,461	63.0	
水面・河川・水路	1,475	4.0	1,496	4.0	
道 路	1,069	2.9	1,076	2.9	
宅 地	住 宅 地	766	2.1	832	2.2
	工 業 用 地	80	0.2	100	0.3
	その他の宅地	845	2.2	895	2.4
そ の 他	2,649	7.1	2,750	7.4	
計	37,231	100.0	37,231	100.0	

(基準数値は、町統計書地目別面積より引用)

※別荘は住宅地に含む。

※その他の宅地は、事務所・倉庫・店舗・宿泊施設・レクリエーション施設を含む。

※その他は、町の面積からすべての項目を差し引いたもので、ゴルフ場・スキー場・公共用地等。

〈指標名:地籍調査〉

区 分	基準年次(平成21年)		目標年次(平成27年)	
	面積(km ²)	実施比(%)	面積(km ²)	実施率(%)
地 籍 調 査 実 施 率	7.51	2.54	9.14	2.91

2 良好な生活空間づくり

《目指すべき方向》

＝計画目標＝

- 個性と魅力あるまちづくりを推進します。
- 景観計画に基づき、自然保護・環境保全の見地から良好な景観を形成します。
- 地域の実情にあった居住環境・生活環境の整備を推進します。
- 都市計画道路については、現状を見極め、見直しを図ります。
- 既存公園の整備や、水辺環境の整備を図ります。

良好な生活空間づくり

(1) 都市計画の推進

(2) 良好な景観形成の推進

(3) 居住環境・生活環境の整備推進

(4) 都市施設の整備推進

(5) 公園・水辺の整備推進

《計画の背景》

- 本町の都市計画の目標は、町のイメージになっている良好な自然環境を保全しながら、国際的な観光拠点である日光・那須エリアの主要都市としての役割を果たすとともに、地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを目指すことです。
- 都市計画区域内におけるまちづくりの基本計画として、平成16年3月に都市計画マスタープランを策定し、良好な生活環境形成のための規制・誘導等を図ってきました。しかし、社会・経済情勢の変化等により、新たな動向を踏まえた見直しを行う必要性があります。
- 本町は、景観行政団体に認定されており、景観計画・景観条例・屋外広告物条例を他市町にさきがけて策定しました。今後これらの条例等をもとに、地域と一体となった景観形成を図る必要があります。
- 観光・産業・生活を支援する効率的な道路ネットワークの構築や、公園・緑地・下水道などの良好な居住環境・生活環境に不可欠な施設についても効率的な整備を図る必要があります。

《目標実現に向けて》

(1) 都市計画の推進

○新たな都市計画マスタープランを策定し、居住環境・生活環境の充実や交通ネットワークの構築や、地域の特色を活かした各種事業を推進します。

(2) 良好な景観形成の推進

○良好な景観形成と美しいまちづくりを進めるため、景観計画を推進します。特に屋外広告物と自然環境との調和が図れるよう、条例の実効性を高めるとともに地域と連携した活動を展開します。

(3) 居住環境・生活環境の整備推進

○地域の実情に応じた居住環境・生活環境の整備や、商店街の活性化について研究し、安心・快適にすごせる環境づくりのための各種事業を導入します。

(4) 都市施設の整備推進

○湯本地区7路線、黒田原地区3路線の都市計画道路については、現状を精査し見直しを行います。

○那須塩原市の旧黒磯市街地と、那須ICを結ぶ黒磯・那須北線（都市計画道路）について、地域活性化や周辺道路の渋滞解消の見地から積極的な整備促進を図ります。

(5) 公園・水辺の整備推進

○緑の基本計画に基づき、町内の緑地の保全及び緑化推進を総合的に推進します。

○（仮称）筒地河川公園については、都市計画道路黒磯那須北線の整備状況を踏まえ、那珂川の水辺を生かした広域的な憩いの場としての整備を検討します。

○芦野御殿山公園・伊王野城山公園・高久愛宕山公園等の地域の身近な公園については、地元愛護団体との連携のもとに、安全性、快適性に配慮した整備を推進します。

○一級河川の未整備区間の整備について、県に改修要望を行います。

○町道路河川愛護会等の各団体と協力し、町民との協働による水辺環境の整備を行うとともに、「那須町の川をきれいにする基金」を原資とした環境保全事業を展開します。

第2節 資源を大切に

1 水資源と自然エネルギー

《目指すべき方向》

＝計画目標＝

- 需要に対する安定した供給を確保するため、新規水源の確保に向けた調査研究を行います。
- 省エネルギーの推進と、自然エネルギーの活用を推進します。

＝施策の内容＝

水資源と自然エネルギー

(1) 新規水源の確保

(2) 自然エネルギーの活用

《計画の背景》

- 本町の水道は、地下水、湧水、表流水等を利用していますが、生活様式の多様化、都市化による生活用水の需要の増加が予想され、その供給量は全般的に不足する傾向にあります。今後は、現在の水源の供給能力には限りがあることから、新規水源の確保が重要な課題となっています。
- 近年、地球温暖化対策としての、温室効果ガス削減や資源の有効活用が必要となっており、エネルギー対策としての太陽光、風力、バイオマス等を利用した自然エネルギーへの関心が高まっています。

《目標実現に向けて》

(1) 新規水源の確保

- 町内の水需要調査を実施し、水源確保のための調査研究を行います。

(2) 自然エネルギーの活用

- 環境保全に効果の高い太陽光、間伐材や広葉樹をはじめとするバイオマス、水力、温泉熱等の自然エネルギーの活用を多角的に調査・研究し、地域循環型社会の構築を推進します。
- 廃食用油を利用したバイオディーゼル製造の安定稼動を図るとともに、資源作物（菜の花等）を活用した地域循環型事業に向けた調査研究を行います。
- 地球温暖化防止対策として、太陽光発電をはじめとした省エネルギーの普及啓発を行うとともに、公用車にエコカーを導入します。

《数値目標》

〈指標名:バイオディーゼルの公用車への活用〉

区 分	基準年次(平成21年)		目標年次(平成27年)	
	回収量(ℓ)	製造量(ℓ)	回収量(ℓ)	製造量(ℓ)
廃食用油からのバイオディーゼル製造	2,000	1,900	4,400	4,000



バイオディーゼル製造装置



黒田原駅前公衆トイレ (太陽光発電)

第3節

地球にやさしく

1 環境にやさしいまちに

《目指すべき方向》

＝計画目標＝

- 資源やエネルギーを大切にする循環型社会づくりに努めます。
- 健やかな暮らしが育まれる生活環境づくりに努めます。

＝施策の内容＝

環境にやさしいまちに

(1) 循環型社会の推進

(2) 生活環境対策の推進

《計画の背景》

- 本町は、雄大な那須連山を望む那須高原をはじめ、商工業を中心とした黒田原、歴史と田園風景の芦野、伊王野など、それぞれ地域性豊かな自然や歴史的環境に恵まれています。しかし、近年は廃棄物の不法投棄や河川等の水質汚濁、騒音、悪臭といった生活関連の苦情が増加の傾向にあります。
- こうした環境問題に的確に対応し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。このため、「那須町環境基本計画」の基本目標の実現に向け、国・県の関係機関への働きかけや町民・事業所等の認識を深めつつ、環境保全に関する各種施策を積極的に推進する必要があります。
- 本町の豊かな自然環境を保全するとともに、快適な生活環境を維持・向上させていくため、環境保全に配慮した生活排水処理施設の整備・水質汚濁・騒音・悪臭などの防止対策の強化に努める必要があります。

《目標実現に向けて》

(1) 循環型社会の推進

- 循環型社会形成推進基本法に定められた基本原則により、廃棄物処理法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等の趣旨の周知徹底を図ります。
- 「那須町一般廃棄物処理基本計画」及び「那須町分別収集計画」に基づき、資源の有効利用促進及びリサイクル対策に積極的に取り組み、ごみの減量化及び資源化を推進します。
- 環境への負荷を軽減し、自主的・積極的な環境活動を促進するため、事業所向け環境マネジメントシステムの普及を図ります。

(2) 生活環境対策の推進

- 水道水源及び水源周辺地域における環境汚染の防止や水質の保全を図るため、地下水などの分析調査を行い、県と連携して土壌・地下水汚染の防止を図ります。
- 河川環境の保全を図るため、町内河川の水質分析調査を行います。
- 生活排水による水質汚濁防止のため、公共下水道への接続指導や浄化槽設置整備事業を推進します。
- 工場や事業所を発生源とする大気汚染、水質汚濁、土壌、地下水汚染、悪臭、騒音、振動等を防止するため、法律や県条例等に基づき関係機関等と連携した指導を行うとともに、国・県の環境対策助成制度の活用PRを推進します。
- 畜犬対策として、飼い主のマナー向上を図るとともに、狂犬病予防注射接種の啓発及び野犬の発生防止に努めます。
- 産業廃棄物処分場の立地を抑制するとともに、廃棄物の不適正処理や廃棄物による環境汚染の防止に努めます。また、不法投棄に対しては廃棄物監視員によるパトロールを強化します。
- 那須町ポイ捨て禁止条例の周知徹底を図り、地域ぐるみの清掃活動として「環境美化町民運動」を行うとともに、監視体制の強化による環境美化の推進を図ります。
- 省エネルギー化による温室効果ガス削減を推進するとともに、県の環境立県施策と連携した施策を展開します。



那須の清流（三蔵川）

2 リサイクルの推進

《目指すべき方向》

＝計画目標＝

- ごみの減量化を図るため、生ごみ等の発生抑制や資源物の分別の徹底により資源化を推進します。
- ごみの減量化・資源化を推進するため、町内全域において効率的な収集・運搬に努めます。
- 交流人口の増加やライフスタイルの変化等に伴い、多種・多様化するごみを適切に処分するため、適切な施設運営に努めます。

＝施策の内容＝

リサイクルの推進

(1) ごみの減量化・資源化の推進

(2) 収集・運搬体制の効率化及び施設の整備

《計画の背景》

- 快適でうるおいのある生活環境と公衆衛生の向上を図るためには、大量生産に基づく消費・廃棄が大きな課題であり、節約・再生する循環型社会づくりの形成が必要です。
- 本町のごみ排出量については、増加傾向から減少傾向にあります。依然として高い水準で推移しています。このため、環境負荷や財政負担の軽減に向けて、ごみの減量化・資源化をさらに推進する必要があります。

《目標実現に向けて》

(1) ごみの減量化・資源化の推進

- 「那須町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、適切にごみ処理対策を進めるとともに、町民・企業・行政が一体となり、ごみの減量化・資源化を推進します。
また、容器包装リサイクル法及び「那須町分別収集計画」に基づく分別の徹底と分別品目の見直しを図るとともに、指定袋等の導入による有料化を検討します。
- 那須町生ごみ処理機器設置事業補助制度を有効活用し、生ごみの減量化、資源化を図るとともに、事業者に対しても、生ごみの減量化や再生利用に向けた啓発を行います。
- クリーンステーション那須の効率的な業務体制について、継続的な検討を行います。
- 自然エネルギー施策と連携し、廃食用油の回収による資源化を推進します。

(2) 収集・運搬体制の効率化及び施設の整備

- 可燃ごみ・不燃ごみ及び資源物の収集体制の効率化を促進するため、収集・運搬体制の整

備を推進します。

○ごみ収集車両については、リース方式による車両更新計画を策定し、経費節減に努めます。

○旧清掃センター焼却施設の解体及び跡地再利用計画を策定します。

《数値目標》

〈指標名:ごみ処理対策〉

区 分		基準年次(平成21年)	目標年次(平成27年)
可燃ごみ収集量	(t)	10,040	8,600
不燃ごみ収集量	(t)	319	310
資源ごみ収集量	(t)	1,448	1,720
粗大ごみ収集量	(t)	137	130
合 計		11,944	10,760

